

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>第1条 県の交付する介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 [略]</p> <p>(補助額の算定方法)</p> <p>第5条 補助金の対象となる経費は、次項から第4項に定めるとおりとする。</p> <p>2 第3条第1項第1号に掲げる施設開設準備経費等支援事業の補助額の算定にあたっては、別表1の第2欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める補助基礎単価に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と第5欄に定める対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 第3条第1項第2号に掲げる定期借地権設定のための一時金の支援事業の補助額の算定にあたっては、別表2の第2欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める補助基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第8条 補助金の交付の決定には、次に掲げる(1)から(4)の区分に従い、各</p>	<p style="text-align: center;">島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>第1条 県の交付する介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。）及び島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 [略]</p> <p>(補助額の算定方法)</p> <p>第5条 補助金の対象となる経費は、次項から第4項に定めるとおりとする。</p> <p>2 第3条第1項第1号に掲げる施設開設準備経費等支援事業の補助額の算定にあたっては、別表1の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める補助基礎単価に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と第5欄に定める対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 第3条第1項第2号に掲げる定期借地権設定のための一時金の支援事業の補助額の算定にあたっては、別表2の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める補助基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第8条 補助金の交付の決定には、次に掲げる(1)から(3)の区分に従い、各</p>

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後	改正前
<p>区分に定める条件を付すものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築整備等の取扱いについては以下のとおりとする。</u></p> <p><u>ア</u>都市計画法（昭和43年法律第100号）の改正に伴い、令和4年4月以降の事業について、災害レッドゾーンにおける介護施設等の新規整備が規制されることを踏まえ、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則区域での新規整備等に伴う開設に必要な経費について、補助の対象としないものとする。</p> <p><u>イ</u> <u>災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則区域での新規整備等に伴う開設に必要な経費について、補助の対象としないものとする。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。</u></p> <p><u>(ア) 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdの全てに該当すること</u></p> <p><u>(イ) 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当すること</u></p> <p><u>a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。</u></p> <p><u>b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。</u></p> <p><u>c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リス</u></p>	<p>区分に定める条件を付すものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）の改正に伴い、令和4年4月以降の事業について、災害レッドゾーン <u>(都市計画法第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない土地。以下、同じ)</u> における介護施設等の新規整備が規制されることを踏まえ、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則 <u>当該</u> 区域での新規整備等に伴う開設に必要な経費について、補助の対象としないものとする。</p>

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後	改正前
<p><u>クに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。</u></p> <p><u>d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。</u></p> <p>第9条～第13条〔略〕</p> <p>附則〔略〕</p> <p><u>改正後の要綱は、令和5年9月20日から施行し、令和5年度事業より適用する。</u></p>	<p>第9条～第13条〔略〕</p> <p>附則〔略〕</p> <p><u>〔新設〕</u></p>

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後					改正前						
別表 1 (施設開設準備経費助成等支援事業の補助基準)					別表 1 (施設開設準備経費助成等支援事業の補助基準)						
1 区分	2 対象施設	3 補助基礎単価	4 単位	5 対象経費	1 区分	2 対象施設	3 補助基礎単価	4 単位	5 対象経費		
県補助事業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費(介護ロボット・ICTの導入に必要な経費を含む)			特別養護老人ホーム等の円滑な開設や介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報	県補助事業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費(介護ロボット・ICTの導入に必要な経費を含む)			特別養護老人ホーム等の円滑な開設や介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請		
	ア 定員 30 人以上の次の施設					ア 定員 30 人以上の次の施設	ア 定員 30 人以上の次の施設			ア 定員 30 人以上の次の施設	
	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム	914 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 239 千円とする(※)	定員数				・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム	839 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 219 千円とする(※)			定員数
	訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)	4,580 千円	施設数			訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)	4,200 千円	施設数			
	イ 定員 29 人以下の次の施設	914 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 239 千円とする(※)	定員数			イ 定員 29 人以下の次の施設	839 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 219 千円とする(※)	定員数			
・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・小規模な養護老人ホーム	458 千円	定員数	・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	219 千円	定員数						

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後				改正前					
ウ	介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費(介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅	239千円	定員数 (転換前床数)	酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料	ウ	介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費(介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅	219千円	定員数 (転換前床数)	負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料

※補助基礎単価 239千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については 914千円を適用する。また、第2欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める補助基礎単価に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と第5欄に定める対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。

※補助基礎単価 219千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については 839千円を適用する。

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後					改正前				
別表 1 のつづき					別表 1 のつづき				
1 区分	2 対象施設	3 補助基礎単価	4 単位	5 対象経費	1 区分	2 対象施設	3 補助基礎単価	4 単位	5 対象経費
市町村補助事業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費 (介護ロボット・ICTの導入に必要な経費を含む)			特別養護老人ホーム等の円滑な開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料について補助を行うに必要な経費	市町村補助事業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費 (介護ロボット・ICTの導入に必要な経費を含む)			特別養護老人ホーム等の円滑な開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料について補助を行うに必要な経費
	ア 定員 29 人以下の次の施設					ア 定員 29 人以下の次の施設			
	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 239 千円とする(※)	定員数 ※小規模多機能型住宅介護事業所及び看護小規模多機能型住宅介護事業所にあつては宿泊定員数とする。			・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 219 千円とする(※)	定員数 ※小規模多機能型住宅介護事業所及び看護小規模多機能型住宅介護事業所にあつては宿泊定員数とする。	
	・認知症高齢者グループホーム					・認知症高齢者グループホーム			
	・小規模多機能型住宅介護事業所			・小規模多機能型住宅介護事業所					
	・看護小規模多機能型住宅介護事業所			・看護小規模多機能型住宅介護事業所					
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	15,300 千円	施設数	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000 千円	施設数			
	・施設内保育施設	4,580 千円	施設数	・小規模な養護老人ホーム	420 千円	定員数			
				・施設内保育施設	4,200 千円	施設数			

※補助基礎単価 239 千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については 914 千円を適用する。また、第 2 欄に定める施設等の区分ごとに、第 3 欄に定める補助基礎単価に第 4 欄に定める単位の数を乗じて得た額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額に 3/4 を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。

※補助基礎単価 219 千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については 839 千円を適用する。

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後					改正前				
別表 2 (定期借地権利用による整備促進特別事業の補助基準)					別表 2 (定期借地権利用による整備促進特別事業の補助基準)				
1区分	2対象施設	3補助基準	4対象経費	5補助率	1区分	2対象施設	3補助基準	4対象経費	5補助率
	【本体施設】	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、知事が定める合理的な方法による額)の2分の1	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの)。	1/2			当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、知事が定める合理的な方法による額)の2分の1	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの)。	1/2
県補助事業	ア 定員30人以上の次の施設				<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ア 定員30人以上の次の施設 ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム 			
	イ 定員29人以下の次の施設								
市町村補助事業	ア 定員29人以下の次の施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ア 定員29人以下の次の施設 ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 		市町村補助事業	ア 定員29人以下の次の施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	<ul style="list-style-type: none"> 定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの)について補助を行うために必要な経費 	

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後				改正前	
【合築・併設施設】			<u>同上</u>		
本 体 施 設 の 区 分 に よ る	ア 定員 29 人以下の次の施設				
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u> ・<u>認知症対応型デイサービスセンター</u> ・<u>介護予防拠点</u> ・<u>地域包括支援センター</u> ・<u>生活支援ハウス</u> ・<u>緊急ショートステイ</u> 				